

新光電気工業株式会社

所在地：長野市小島田町
事業内容：製造業
労働者数：4,364名（男3,398名、女966名）



1. 一般事業主行動計画

- (1) 計画期間 平成25年3月1日～平成27年6月30日
- (2) 行動計画の内容
 - ① 仕事と育児の両立支援に関する柔軟な働き方に向けた制度等の運用改善
 - ② 出産・育児期間におけるキャリア形成の支援
 - ③ 月平均時間外労働時間について40時間以下を維持する

2. 目標に対する取組結果

- ① 育児に関する積立休暇制度の見直し(対象範囲の拡大、利用方法の拡大)。
- ② 諸制度の周知と利用促進(社内イントラネットによる周知)。
産前産後休暇・育児休職取得者に対する、復職後のキャリアを意識した教育機会等の充実(諸制度改訂内容、会社業績状況等の情報発信、復職に向けた業務スキル向上を目的とした在宅講習教材の増補・改訂)。
- ③ 毎週水曜日、毎月第2・4金曜日を一斉退社日とし社内イントラネット上に定時退社を呼び掛ける等、時間外労働削減に向けた取り組みを実施(月平均時間外労働：40時間以下を維持)。

3. 計画期間中の育児休業等取得者数

<男性> 育児休業取得者 2名、育児目的の休暇利用者 30%超
<女性> 育児休業取得率 100%

4. その他の特例認定基準達成状況

- (1) 小学校就学前の子を育てる労働者のための措置(特例認定基準7)
小学校1学年生の3月31日まで(特別な事情がある場合、小学校3年生の3月31日まで)の子を対象とする短時間勤務措置、及び小学校6年生3月31日までの子を対象とする所定外労働の免除措置を実施。
- (2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備(特例認定基準8)
 - ① 所定外労働の削減措置
一斉退社日(毎週水曜日、毎月第2・4金曜日)の設定。時間外労働削減に向けた啓発、管理の徹底。
 - ② 年次有給休暇の取得促進措置 一斉年次有給休暇制度を導入。
 - ③ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件整備のための措置
子どもの看護のための休暇(積立休暇)の見直し(利用目的の対象拡大、半日取得可)。
連続出勤日数の制限のルール化。
- (3) 出産した女性の継続就業率(特例認定基準9) 100%
- (4) 女性労働者の就業継続、能力向上等のための取組(特例認定基準10)
 - ・ 育児休職者職場復帰プログラム(休職中の情報提供及び在宅講習、復帰直後の講習及び相談)の実施。
 - ・ ダイバーシティ研修の実施。